



保医発 0520 第 3 号  
令和 7 年 5 月 20 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 164 号）が令和 7 年 5 月 20 日に告示され、同年 5 月 21 日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 21 日付け保医発 0321 第 6 号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「060010 食道の悪性腫瘍（頸部を含む。）」、「060185 潰瘍性大腸炎」、「100370 アミロイドーシス」、「12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍」及び「130010 急性白血病」を別紙のとおり改める。

##### 2. 改正の概要について

留意事項については「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 6 に「ラゼルチニブメシル酸塩」、「060010 食道の悪性腫瘍（頸部を含む。）」のうち手術・処置等 2 の 5 に「チスレリズマブ」、「060185 潰瘍性大腸炎」のうち手術・処置等 2 の 7 に「グセルクマブ（点滴静注用に限る。）」、「100370 アミロイドーシス」のうち手術・処置等 2 の 1 に「アコラミジス塩酸塩」、「12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 6 に「チソツマブ ベドチン」、「130010 急性白血病」のうち手術・処置等 2 の 4 及び 9 に「イボシデニブ」を追加する。



